

月次総会議事録

令和6年（第8回）加古川市農業委員会月次総会
令和6年8月27日（火）

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 未弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

欠席

事務局

局長	桑山 隆	次長	中村 浩孝
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主査	橋本 英		

農林水産課

農政係長	畑中 慎介		
農政係主事	猿木 真吾	事務員	甲斐 彩香

現地調査（東地区）

8月21日（水） 午前9時15分から

馬田会長、丸山副会長、橋本委員、東田委員 事務局2名

現地調査（西地区）

8月21日（水） 午後1時15分から

馬田会長、丸山副会長、井相田委員、藤原委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1 時 3 0 分

議長 ただ今より、令和 6 年第 8 回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18 名
委員現在数 17 名
本日の出席委員数 17 名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、7 番 橋本 末弘 委員、8 番 前田 祥道 委員、両名よりお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第 73 号を議題といたします。
議案第 73 号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書 1 ページ及び審議参考資料 1 ページをご覧ください。
恐れ入りますが、議案の訂正をお願いいたします。議案番号 12 番につきましては、8 月 21 日付で取下書の提出がありましたので、議案から削除願います。

この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第 3 条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第 73 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 加古川町大野 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。

2 野口町良野 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。

3 平岡町新在家 []、[] 平米 外 3 筆、計 []

平米。[]さんから、社会福祉法人 []へ。

4 平岡町新在家 []、[]平米。[]さんから、[]さんへ。新設農家。

議案書2ページ、審議参考資料2ページをご覧ください。

5 平岡町新在家 []、[]平米。[]さんから、[]さんへ。新設農家。

6 尾上町長田 []、[]平米 外1筆、計 []平米。[]さんから、[]さんへ。

7 尾上町長田 []、[]平米。[]さんから、[]さんへ。

8 平荘町小畑 []、[]平米。[]さんから、[]さんへ。

議案書3ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

9 上荘町見土呂 []、[]平米。[]さんから、[]さんへ。新設農家。

10 上荘町見土呂 []、[]平米。[]さん 外1名から、[]さんへ。新設農家。

11 東神吉町神吉 []、[]平米。[]さんから、[]さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

なお、新設農家のうち、9番並びに10番の案件については、取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果問題ないとの判断があったため、新規就農にかかる聞き取り調査を省略しております。

また、4番及び5番の案件については、新規就農にかかる聞き取り調査を実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料1～3ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、4番並びに5番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

岡本委員 議席番号12番 岡本です。

8月21日水曜日 午前11時45分から12時35分までの間、馬田会長、丸山副会長、山本推進委員と私、事務局3名の合計7名で、議案第73号4番及び5番の譲受人である []さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。なお、

聞き取りには代理人の難波行政書士と事務員の尾崎氏も同席されました。

■さんは高砂市在住で、農業経験は少しありますが、こだわりを持って農業経営をしたいとの思いで、この申請をされたとのこと。聞き取りを行う中で、農業への意欲は感じましたが、水稻をする上で最も大切な水については、どこから水を引いてどこへ排水するかについて十分に地域と話し合いされていないなど、すぐに農業をはじめられる状況にはないと感じました。地盤改良を行い、来年の作付けまでには確保するとのことでしたが、営農計画は不十分であり、許可・不許可を判断するには難しいです。

地元水利組合との調整などについて、聞き取り調査後に事務局へ連絡があったかと思しますので、事務局から補足説明をお願いします。

議長 事務局、補足説明をお願いします。

事務局 事務局より補足説明いたします。聞き取りの後、約30分後に、聞き取りに出席された3名が来庁され、水利組合長と電話で話された内容の報告がありました。南側の水路からのポンプによる取水、また排水についても、了解いただいたとのことでした。

なお、その話を受けて、事務局から新在家水利委員長へ電話で確認したところ、取水・排水については問題ないが、水田をするには水量が十分ではないこと、その水路の水はおそらく花園池から流れているので、そこを調整する必要があると思う、との話がありました。

また、後日の申請代理人との電話でのやり取りの中で、水量が足りない場合は、近隣の井戸水を使わせてもらうことを話したこと、それでも足りない場合は取水車で姫路から水を運ぶとのことでした。以上です。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。

議案第73号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 4番・5番の案件については、岡本委員からの報告にもあったとおり、現時点では許可・不許可の判断が難しいのではないかと思います。今回の総会での審議を保留し、営農計画の補正等を求めた上で、次回の総会まで継続審査することにしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。では、議案第73号のうち、4番と5番を除く1番から11番までについては許可することに決定し、4番と5番につい

ては継続審査することについて異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第73号のうちについて、4番と5番を除く1番から11番までについて、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第74号を議題といたします。

議案第74号の17件については、7月11日から8月13日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第75号を議題といたします。

議案第75号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書10ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第75号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 志方町横大路■■■■、■■■■平米。■■■■さん。住宅用地及び露天駐車場用地。始末書添付

2 志方町横大路■■■■、■■■■平米。■■■■さん。貸庭園用地。始末書添付

3 志方町横大路■■■■、■■■■平米。■■■■さん。農業者用住宅及び附属倉庫用地。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査された西地区調査班の委員の報告をお願いします。

藤原委員 議席番号9番 藤原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年8月21日、調査者は、馬田会長、丸山副会長、井相田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第75号の1番及び2番。申請の土地の位置は横大路の北、現況は宅地。申請地の周囲は、東が田、西が水路、南が田、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第75号の3番。申請の土地の位置は横大路の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が畑、南が田・道路、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。以上3件、地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第75号について、ご意見を承ります。

意義なし

議長 異議なしの声がありました。議案第75号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第75号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第76号を議題といたします。
議案第76号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書11ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 西神吉町宮前[]、[]平米。[]さんから、株式会社[]へ。露天駐車場用地。始末書添付。

この案件につきましては、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査された西地区調査班の委員の報告をお願いします。

井相田委員 議席番号3番 井相田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年8月21日、調査者は、馬田会長、丸山副会長、藤原委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第76号の1番。申請の土地の位置は宮前の東、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が雑種地、西が道路、南が畑、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、増田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第76号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第76号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第76号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第77号を議題といたします。
議案第77号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付について報告のこと。

1 平岡町中野■■■■、■■■■平米。所有者 ■■■■さん、譲受人株式会社 ■■■■、露天資材置場。令和6年7月11日進達。

この案件につきましては、令和6年第4回月次総会の議案第35号において、農地の転用目的での買受適格証明交付に対する意見書を決定し、兵庫県知事に進達しておりました。その後、県知事からの適格証明が交付され、入札に参加した者が落札資格を得たため、農地法第5条許可申請書の提出がありました。当初の買受適格証明の申請と内容が変わらなかったため、問題なしとの意見書を添付して、7月11日付で兵庫県知事あてに進達しましたので報告します。

なお、この案件につきましては、7月26日付で県知事の許可が出ていま

す。以上です。

議長 この案件は報告事項でございますので、以上といたします。

議長 次に、議案第78号を議題といたします。

議案第78号の6件については、7月11日から8月13日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第79号を議題といたします。

議案第79号の7件については、7月11日から8月13日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第80号を議題といたします。

議案第80号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書17ページをご覧ください。

この議案は、市街化区域内の農地転用届出にあたり、地元水利組合の同意書が添付されておらず、専決処理を行わないものとして列記した、加古川市農業委員会 農地法事務に関する専決処理規程 第2条に該当するため、委員会に上程したものです。

それでは、議案を朗読します。

議案第80号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出にかかる受理のこと。

1 神野町西条■■■■■平米 外1筆 計■■■■■平米。■■■■■さんから、■■■■■町内会へ。水路。水利組合同意書不添付、報告書添付。

この案件につきましては、定例現地調査を実施しています。この後ご報告いただく中でもご説明があるかもしれませんが、申請地は水利組合の管轄する水路ではなく、町内会管理となっています。また、当事者から聞き取り調査を行う予定でしたが、双方とも都合が合わず、実施できませんでした。

なお、届出内容につきましては、事務局において書面審査を実施し、農地法施行規則に規定する諸要件を満たしているものと考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた東地区調査班の委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年8月21日、調査者は、馬田会長、丸山副会長、東田委員と私、事務局

2名の、合計6名で実施しました。

議案第80号の1番。申請の土地の位置は西条の中、現況は水路。申請地は水路敷地の一部となっており、聞き取り調査は実施されませんでした、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、大形推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第80号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第80号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第80号について、農地転用届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第81号を議題といたします。
議案第81号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書18ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。

この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第81号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと

1 志方町横大路■■■■■、■■■■■平米のうち■■■■■平米。■■■■■

■さん。農業用倉庫。

この案件について、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤原委員 議席番号9番 藤原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年8月21日、調査者は、馬田会長、丸山副会長、井相田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第81号の1番。申請の土地の位置は横大路の北。申請地には農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第81号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第81号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第81号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第82号を議題といたします。
議案第82号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書19ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。
議案説明の前に、議案書の修正をお願いします。議案第82号の1番について、8月26日付けで取下書の提出がありましたので、議案から削除をお願いします。また、審議参考資料7ページの1番についても削除いただくようお願いします。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願ひ出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第82号 非農地証明願承認のこと。

2 八幡町上西条■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和54年3月頃。

3 上荘町国包■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和34年頃。

4 上荘町井ノ口■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成2年頃。

5 西神吉町岸■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成14年頃。

全ての案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、2番並びに3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年8月21日、調査者は、馬田会長、丸山副会長、橋本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第82号の2番。申請の土地の位置は上西条の中。現況は雑種地となっており、申請どおりかと思われます。

次に、議案第82号3番。申請の土地の位置は国包の南。申請地の状況は駐車場となっており、申請どおりかと思われます。以上2件、地元立会委員は、前田委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番並びに5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

井相田委員 議席番号3番 井相田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年8月21日、調査者は、馬田会長、丸山副会長、藤原委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第82号の4番。申請の土地の位置は井ノ口の東。申請地には堆肥舎が建っており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、柳委員、柿本委員でした。

次に、議案第82号5番。申請の土地の位置は岸の南。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、増田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第82号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第82号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第82号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第83号を議題といたします。
議案第83号の4件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第84号を議題といたします。
議案第84号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の甲斐と申します。農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第84号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書24ページ、審議参考資料8ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける者の数 5戸、農地の中間的受け皿となる者の数 1戸、貸し手に当たります、利用権を設定する者の数11戸。筆数12筆、面積12,000平米です。

続きまして、25ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書26ページ・27ページの各筆明細をご高覧ください。

なお、これら案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料8～9ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えておりま

す。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第84号について、ご意見を承ります。

意義なし

議長 異議なしの声がありました。この案件について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第84号について、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第85号を議題といたします。
議案第85号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の猿木と申します。はじめに、農業経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。

この認定制度は、効率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者が、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善のための計画書を作成の上、市に申請し、市は同条第5項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。つきましては、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第85号 農業経営改善計画の認定について意見を求めること。

議案29ページ及び審議参考資料の10ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要についてご説明いたします。

申請者の住所は、加古川市[]番地。申請者は、農事組合法人 []様です。[]様は、この度、認定農業者となるために農業経営改善計画認定申請書を提出されました。

続きまして、議案30ページをご覧ください。① 農業経営体の営農活動の現状及び目標について。現状及び目標とする営農類型は、稲作です。② 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標について。水稻の現状は、作付面積 []a、生産量 []tで、目標は、作付面積 []a、生産量 []tです。育苗の現状は、生産量 []枚、目標は、生産量 []枚です。

続きまして、議案31ページをご覧ください。③ 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について。近年、機械の老朽化による作業時間が増えているため、機械を導入し、作業の省力化を図ります。また、水稻の作付面積を増やすことで収入を増やします。④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について。今後、税理士や専門機関の指導を受け、合理化を図ります。

⑤ 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について。若い世代が出やすいように、土日を含んだ作業日程を計画することによって後継者の育成を図ります。最後に、⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。機械導入については、国・県の事業や、公庫の資金を活用します。

以上で説明を終わります。なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

丸山委員 議席番号18番の丸山です。農事組合法人 [] の農業経営改善計画について、8月26日月曜日、農業委員室にて、組合長の [] さんにお越しいただき、井相田委員と藤原委員、事務局3名、農林水産課職員2名同席のもと、その計画内容について、聞き取り調査を行いましたので、報告します。

農事組合法人 [] は、水稻と麦の種子生産と育苗を主な事業としており、平成11年4月に法人を設立し、農業経営をされています。水稻の種子は現在、キヌヒカリ、きぬむすめ、ヒノヒカリを栽培されており、平荘町の磐東、磐西、上荘町の都染、白沢を主な圃場として作付けされています。麦の種子については、作付け時期の関係で委託生産とのことでした。農業経営改善計画については、今回が初めての申請です。

このたびの申請に至った経緯については、機械の老朽化が一因にあるとすることで、入れ替えを予定している選別機は高額であるため、公庫資金の活用を計画されています。経営改善の目標については、機械導入のほか、需要に応じた作付け規模の検討や、若い世代が従事しやすいよう土日を含んだ作業日程を設定するなど後継者の育成を図っておられます。

出荷先は全農で、そこから県内外を問わず種子が流通されており、水稻や麦の栽培の大本となる重要な役割を担っておられます。今回の機械の導入をはじめ、ヘリコプターによる防除委託や育苗センターでの井戸水活用など、作業の効率化、省力化及び経費削減にも取り組んでおられるとのことで、実情を反映した農業経営改善計画となっております。

以上のことから、今回の計画は適正なものと考えます。ご審議よろしくお願います。

議長 農林水産課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第85号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。この案件について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第85号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時50分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和6年8月27日

署名委員（7番） 橋本 末弘

署名委員（8番） 前田 祥道